平成２３年（フ）第２７７２号
札幌市中央区南13条西11丁目３番７―602号
債務者　加藤伊佐夫
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８１号
札幌市白石区平和通16丁目北４番47号　パルテール16―301号
債務者　下村　和也
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８２号
札幌市白石区平和通16丁目北４番47号　パルテール16―301号
債務者　下村　麻美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０８号
札幌市東区北19条東10丁目２番７―101号
債務者　山口　理子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５７号
神奈川県平塚市根坂間264番地の１めぐみハイツ202号
債務者　須田　浩友
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４３号
岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地の111
債務者　笹岡　賴武
法定代理人成年後見人　尾崎久美子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４８９号
静岡県浜松市北区初生町1155番地の２、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀1745番地の２
債務者　細田　　進
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
静岡県浜松市西区雄踏２丁目12番14号、前住所静岡県浜松市南区小沢渡町1347番地の28
債務者　鈴木　和典
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５１４号
静岡県浜松市西区雄踏２丁目12番14号、前住所静岡県浜松市南区小沢渡町1347番地の28
債務者　鈴木　高子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４４５号
名古屋市北区西志賀町５丁目49番地
債務者　山﨑　芳樹
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７６号
堺市東区大美野134番地38、前住所堺市中区宮園町１番７―210号
債務者　緒方　美幸
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７４号
大阪府藤井寺市西古室１丁目10番３号
債務者　西田企画こと　西田　弘二
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４６号
堺市西区鳳西町１丁79番地20　北川マンション１Ｆ２号
債務者　田邉　和磨
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１２号
堺市北区常磐町３丁21番地14　サンコート21―501号、前住所堺市中区東山726番地
債務者　辻尾　仁美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２０７号
堺市北区中百舌鳥町４丁479番地
債務者　大野タイルこと　大野　勝幸
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２０８号
堺市北区中百舌鳥町４丁479番地
債務者　大野　初子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７２号
堺市南区庭代台２丁10番３―207号
債務者　安井　尚美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係